お問い合わせ先一覧

申請者がお住まいの都道府県	本 部 名	担当課(室)	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部	警務課	011-251-0110
青森県	青森県警察本部	警務課	017-723-4211
岩手県	岩手県警察本部	県 民 課	019-653-0110
宮城県	宮城県警察本部	警務課	022-221-7171
秋田県	秋田県警察本部	警務課	018-863-1111
山形県	山形県警察本部	広報相談課	023-626-0110
福島県	福島県警察本部	県民サービス課	024-522-2151
東京都	警視 庁	企 画 課	03-3581-4321
茨城県	茨城県警察本部	警務課	029-301-0110
栃木県	栃木県警察本部	県民広報相談課	028-621-0110
群馬県	群馬県警察本部	広報広聴課	027-243-0110
埼玉県	埼玉県警察本部	警務課	048-832-0110
千葉県	千葉県警察本部	警務課	043-201-0110
神奈川県	神奈川県警察本部	警務課	045-211-1212
新潟県	新潟県警察本部	警務課	025-285-0110
山梨県	山梨県警察本部	警務課	055-221-0110
長野県	長野県警察本部	警務課	026-233-0110
静岡県	静岡県警察本部	警察相談課	054-271-0110
富山県	富山県警察本部	警察相談課	076-441-2211
石川県	石川県警察本部	県民支援相談課	076-225-0110
福井県	福井県警察本部	県民サポート課	0776-22-2880
岐阜県	岐阜県警察本部	広報県民課	058-271-2424
愛知県	愛知県警察本部	住民サービス課	052-951-1611

三重県	三重県警察本部	警務課	059-222-0110
滋賀県	滋賀県警察本部	警察県民センター	077-522-1231
京都府	京都府警察本部	警務課	075-451-9111
大阪府	大阪府警察本部	府民応接センター	06-6943-1234
兵庫県	兵庫県警察本部	警務課	078-341-7441
奈良県	奈良県警察本部	広報相談課	0742-23-0110
和歌山県	和歌山県警察本部	広報県民課	073-423-0110
鳥取県	鳥取県警察本部	広報県民課	0857-23-0110
島根県	島根県警察本部	広報県民課	0852-26-0110
岡山県	岡山県警察本部	県民広報課	086-234-0110
広島県	広島県警察本部	警察安全相談課	082-228-0110
山口県	山口県警察本部	警察県民課	083-933-0110
徳島県	徳島県警察本部	情報発信課	088-622-3101
香川県	香川県警察本部	広聴·被害者支援課	087-833-0110
愛媛県	愛媛県警察本部	広報県民課	089-934-0110
高知県	高知県警察本部	県民支援相談課	088-826-0110
福岡県	福岡県警察本部	被害者支援・相談課	092-641-4141
佐賀県	佐賀県警察本部	広報県民課	0952-24-1111
長崎県	長崎県警察本部	広報相談課	095-820-0110
熊本県	熊本県警察本部	広報県民課	096-381-0110
大分県	大分県警察本部	広 報 課	097-536-2131
宮崎県	宮崎県警察本部	県民広報課	0985-31-0110
鹿児島県	鹿児島県警察本部	総 務 課	099-206-0110
沖縄県	沖縄県警察本部	広報相談課	098-862-0110

◎加害者に対して損害賠償の請求をしたい場合、法テラスの支援制度や損害賠償命令制度などがあります。

※法テラスの支援制度

https://www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/



※損害賠償命令制度

https://www.moj.go.jp/ keiji1/keiji_keiji11-4.html



警察庁

令和6年6月15日以降発生した犯罪行為の被害者等の方へ

犯罪被害にあわれた方。ご遺族の方へ

犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度とは

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害者等給付金の種類

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3 種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請をすることができます。

犯罪被害給付制度のあゆみ

〇犯罪被害給付制度は、通り魔殺人事件の犯罪被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等から、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議され、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別 殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国 民に認識されたことに伴い、犯罪被害給付制度を始めとする犯 罪被害者に対する支援の拡充を求める社会的な気運が急速に 高まり、支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法 改正がなされました(平成13年7月1日施行)。

○平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年 12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、 同基本計画に「犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給 範囲等の拡大」が盛り込まれたことを踏まえ、重傷病給付金に ついて、支給要件の緩和、支給対象期間の延長などを行う政令 改正がなされるとともに、親族間での犯罪について支給制限の 緩和を行う規則改正がなされました(平成18年4月1日施行)。 ○平成20年7月、法律の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等 による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めるとともに、 目的の改正、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、や むを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例 などの規定を整備する法改正がなされ、これと併せて、重度後 遺障害者(障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残 った者) に対する障害給付金の額の引上げ、生計維持関係のあ る遺族に対する遺族給付金の額の引上げなどを図る政令改正 がなされました(いずれも平成20年7月1日施行)。

さらに、犯罪被害者が暴力組織に属していた場合には原則として不支給とするとともに、配偶者からの暴力事案等の場合における支給制限を緩和するための規則改正(平成21年10月1日施行)、障害等級のうち、外貌醜状の等級を見直す規則改正(平成23年7月15日施行)、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由を見直す規則改正がなされました(平成26年11月1日施行)。

〇平成30年、第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月閣議決定)を踏まえて行われた実態調査の結果や「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、幼い遺児がいる場合の遺族給付金の増額や、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化などを行う政令改正がなされるとともに、親族間での犯罪に係る減額・不支給事由の抜本的見直しを行う規則改正がなされました(平成30年4月1日施行)。

〇令和6年、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を引き上げるとともに、遺族給付基礎額の算定における加算額を新設する政令改正がなされました(令和6年6月15日施行)。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

支給額の計算式

遺族給付基礎額 × 倍数

○遺族給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定(年齢層・生計維持 関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定)。 一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害 者の収入によらず一定額を加算

○倍数

生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

- ※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害 者負担額と休業加算額の合計額を加算
- ※第一順位の遺族が2人以上いるときは、その人数で 除した額

○支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情に あった人を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持してい た犯罪被害者の
 - ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
 - ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
- ※ 例~亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び ②子がいない場合は、③父母が第一順位と なります。

重傷病給付金

支給額の計算式

犯罪被害者負担額 + 休業加算額

○犯罪被害者負担額

負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療に よる医療費の自己負担相当額

○休業加算額

犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額 (年齢層に応じて最高額・最低額を設定) に休業日 数を掛けることで算定

※上限:120万円

○支給を受けられる人

犯罪行為により重傷病(加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病(精神疾患である場合には、3日以上労務に服することができない程度のもの))を負った犯罪被害者本人

◆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若 しくは日本航空機内において行われた人の 生命又は身体を害する罪に当たる行為(過 失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害 をいいます。

◆給付金の支給が受けられる 犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。

外国籍の人であっても当該被害の原因と なった犯罪行為が行われた時において、日 本国内に住所を有していた人については支 給の対象となります。

障害給付金

支給額の計算式

障害給付基礎額 × 倍数

○障害給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定(年齢層・障害等級 に応じて最高額・最低額を設定)

○倍数

障害等級に応じて決定

○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

○障害とは

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害(精神疾患によるものを含む。)で、他の災害補償関係法令の障害等級第1級から第14級までに該当する程度

※ 具体的には国家公安委員会規則で定められています。P7を参照してください。

◆仮給付金の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を 行うことができない事情があるときは、仮 給付金が支給されます。

◆給付金の減額・調整

労働者災害補償保険法その他の法令の規定 による給付が行われるべき場合は、それらの 給付の限度において、支給されません。

2 3

犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ

ことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、

その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

支給裁定申請の手続 給付金の請求手続 遺族給付金の申請 遺族給付金支給裁定申請書 ○申請に必要な書類(例) 裁定とは なられたとき ① 亡くなられた方の死亡の年月日等を証 明できる書類 都道府県公安委員会が支給に 亡くなられた方との続柄を明らかにで 係る法定要件を確認するとともに、 きる戸籍謄本又は抄本 犯罪被害に関する事実関係などを 明らかにし、給付金を支給するか ③ 住民票の写し 請求 否かを決める行政行為です。 亡くなられた方の収入で生計を維持 申請する人の住所地を管轄する公安委員会 していた事実を証明できる書類 申 上請する-⑤ 亡くなられた方の収入を証明できる書類 亡くなられた方の医療費の自己負担 支給裁定通知 額を証明できる書類 都道 給 支給裁定 ⑦ 亡くなられた方の休業日の数を証明で 人の地元の きる書類 など 府県公安委員会による裁定 付 付 犯罪被害の発生 重傷病給付金の申 重傷病を負ったとき 裁定の **E傷病給付金支給裁定申請**書 金 警察署又は警察本部 ○申請に必要な書類(例) ための ① 重傷病を負ったことなどを証明できる 支 診断書等 ② 医療費の自己負担額を証明できる書類 求 給 請 休業日の数を証明できる書類 調査 不支給裁定通知 ④ 収入を証明できる書類 不支給裁定 請求 など 障害給付金支給裁定申請書 障害給付金の申 障害が残ったとき ○申請に必要な書類(例) 犯罪被害者等給付金 ① 身体上の障害の部位及び状態に関 支払請求書の提出 する医師等の診断書 ② 収入を証明できる書類 国庫金振込通知書が送付されます。給付金が振り込まれると、 請 など 給付金を受ける権利の時効 請求 ※申請に必要な書類については、地元の警察署 犯罪被害者等給付金の支給を 又は警察本部にお問い合わせください。 受ける権利は、2年間請求を 行わないときには、消滅します。 犯罪被害者等給付金の支給裁定申請は、犯罪行為による死亡、重傷 病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡、 審査請求 重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。 裁定内容に不服がある場合は、 ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていた

基づく国の手続

国の損害賠償 請求権の取得 害者

請求・連絡

※訴訟を提起する 場合もあります。

国の請求権の取得とは

給付金の支給に伴い、国は 当該犯罪行為の加害者に対し て支給を受けた方が有する 損害賠償請求権を取得します (上限は支給額分)。

取得した損害賠償請求権に 関し、国から当該加害者に対し

て請求・連絡を行います。

口座振込

通知書を受け取った日の翌日から 起算して3か月以内に国家公安委員 会に審査請求をすることができます。

犯罪被害給付制度Q&A

故意の犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも給付金が支給されますか。

犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。 ○ 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき



○ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき

○ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき

○ 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき

○ 犯罪被害者と加害者との関係(金銭関係や男女関係のトラブルなど)、その他の事情からみて給付金を支給 することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき



親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのは、どのような場合ですか。



犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には給付金の全部 又は一部が支給される場合があります。また、犯罪行為が行われた時において 18 歳未満であった者が犯罪被 害者又は第一順位遺族となる場合には支給制限が緩和されます。



会社員が仕事中に犯罪による被害を受けた場合には、労災保険による補償が 行われますが、このような場合であっても給付金は支給されますか。



労働者災害補償保険法その他の法令により公的な支給が行われる場合には、その他の法令による給付金の額と 調整されます(補償額が給付金の額を上回るときは、給付金は支給されません。)。



加害者から損害賠償を受けた場合、給付金は支給されますか。



犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合、給付金の額から受領した損害賠償の額 を差し引いた額が支給されます(損害賠償の額が給付金の額よりも大きい場合、給付金は支給されません。)。

※損害賠償を受けたときは、必ず、次の事項を都道府県公安委員会(以下「申請先」といいます。)に届け出てください。

○損害賠償を受けた人の氏名・住所・犯罪被害者との続柄 ○損害賠償を受けた年月日

○損害賠償をした人の氏名・住所・職業・加害者との関係 ○受領した損害賠償額・その内訳 なお、支給額に関係するため、加害者側と示談等を行う場合には、事前に申請先まで連絡してください。



交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されますか。



この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、給付金 は支給されません。

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。



重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服す ることができない程度」とは、誰がどのように判断しますか。



申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行いま す。また、必要に応じて医師からの聞き取りを行う場合もあります。



給付金が支給された後、加害者に対して国から請求しますか。



国は、給付金の支給により請求権を取得した場合、法令に基づき、原則として加害者に対して請求します。 なお、加害者への請求額に関係する可能性があるため、加害者側と示談等を行う場合には、事前に申請先の都道府県 公安委員会まで連絡してください。

P5「債権管理法に基づく国の手続」も参照してください。

等級	身体上の障害	等級	身体上の障害
第 1 級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの	第 9	1 両眼の視力が0.6以下になつたもの 2 一眼の視力が0.06以下になつたもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しいや損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
第 2 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの 2 両眼の視力が0.02以下になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失つたもの 6 両下肢を足関節以上で失つたもの 1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの	級	9 一耳の聴力を全く失つたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制度されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 13 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 15 一足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの 1 一眼の視力が0.1以下になつたもの 2 正面視で複視を残すもの
第 3 級	2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの		
第 4 級	1 両眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 5 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	第 10 級	3 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四歯以上に対し歯科補級(てつ)を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第 5 級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失つたもの 5 一下肢を足関節以上で失つたもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失つたもの	第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい連動障害を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 7 脊(せき)柱に変形を残すもの 8 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5 育(せき)柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの	第 12 級	9 一手の小指を失つたもの
	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの		 10 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又の足指以下の三の足指を失つたもの 12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの
第 7 級	8 一定をリスノフン関即以上で矢つたもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	第 13 級	1 一眼の視力が0.6以下になつたもの 2 正面視以外で複視を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 五歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 一手の小指の用を廃したもの 8 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 11 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの3 は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの3
第 8 級	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になつたもの 2 脊(せき)柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失ったもの 4 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失つたもの	第 14 級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きざの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きざの醜いあとを残すもの 6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 7 一手の母指以外の手指の強性が間関節を屈伸することができなくなつたもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの